

不適正販売業者と加盟店契約をしていた 信販会社との紛争案件

報 告 書

(東京都消費者被害救済委員会)

平成 8 年 10 月



東京都生活文化局

平成8年10月24日

東京都知事
青島幸男殿

東京都消費者被害救済委員会
会長 正田 彬

「不適正販売業者と加盟店契約をしていた信販会社との紛争」
の処理結果について（報告）

平成8年1月11日付7生文価取第536号により、紛争処理の付託を受けた標記案件につき、本委員会の処理を終了したので、その経過及び結果を下記のとおり報告いたします。

記

「不適正販売業者と加盟店契約をしていた信販会社との紛争案件報告書」
に記載のとおり。

目 次

第1 紛争の概要	1
1 当事者	1
2 案件の概要	1
3 申立人の主張	2
4 相手方の主張	2
第2 審議の経過と結果	3
1 あっせん部会の開催	3
2 両者からの事情聴取	3
3 あっせん案の提示	4
(1) あっせん案の内容	4
(2) あっせん案の趣旨	4
(3) 結果	5
4 調停部会の開催と調停案の提示	5
(1) 調停案の内容	5
(2) 提示とその結果	6
第3 本案件についての委員会のコメント	6
1 はじめに	6
2 クレジット法律関係についての基本的考え方	7
3 本件の事実関係についての基本的見解	11
4 解決に当たっての考え方	12
5 今回の救済手続の結末について	12
資料	
1 「不適正販売業者と加盟店契約をしていた信販会社との紛争」の処理経緯	13
2 東京都消費者被害救済委員会委員等名簿	14

本年1月11日に知事より付託された標記の案件につき、本委員会はあっせん部会を設けて、その解決に努力してきた。この案件については、後記のように、信販会社2社が相手方となっているが、その2社はあっせん部会のあっせんに対する対応が異なったので、以下には、それぞれにつき第1案件と第2案件として表示することとする。第1案件については、信販会社があっせん案を受諾したので、紛争は円満に解決したが、第2案件については、あっせん案および続いて設けられた調停部会の調停案も信販会社によって拒否されたので、本委員会による解決のための努力は実らずに終わった。

以上の結果について、平成8年10月24日、知事に報告した。以下に、その経過及び本委員会の所見を述べることとする。

第1 紛争の概要

1 当事者

第1案件	申立人	2名
	相手方	甲信販会社（以下、「甲社」と呼ぶ）
第2案件	申立人	15名
	相手方	乙信販会社（GE・キャピタル・コンシューマー・ファイナンス株式会社 以下、「乙社」と呼ぶ）

2 案件の概要

本件の販売会社である（株）スターツ（以下「スターツ」と呼ぶ）は、訪問販売等に関する法律及び同法施行令に規定する指定権利である保養のための施設・スポーツ施設利用等の各種権利をその内容とするレッククラブと称する会員権の訪問販売を業としていた。申立人等にはスターツのレッククラブに会員になると「格安で海外旅行ができる。ホテル、スポーツクラブ、遊園地などの施設を利用できる」などと勧誘した。

そして入会する旨を表すと「会員権の購入では金利が高くなる」とか、「ローンが組めないからパソコン・ビデオを買ったことにしてローンを組む」または「パソコンは貴方にあげる」と申し向け、レッククラブの会員権を購入させていた。

平成7年7月17日に埼玉県警熊谷警察署は、アポイントメントセールスによりほと

んど実体のない会員権の購入を持ちかけ、ローンを組むうえで必要であるなどと巧みにパソコン等の購入契約をさせた等の販売行為が訪問販売法に違反するとして販売会社の社長ら6人を逮捕した。

警察からこれに関する情報を知らされた消費者（契約者）は、自分も不当な勧誘によりパソコン・ビデオソフトの契約をさせられたもので、もともとこれら商品を買うつもりは全くなかったので解約したいとして、同年7月以降申立人を含む40数人から東京都消費者センターに相談が寄せられた。

消費者センターでは、販売会社は、責任者が勾留されて連絡が取れず、また、釈放後まもなく倒産状態に陥ったことから、販売会社と立替払の加盟店契約を結んでいた信販会社である相手方2社と、消費者被害を救済するために交渉を行ってきた。その結果、当該2社は、「本クレジット契約の内容は商品の販売のみで契約上特に問題はないものの加盟店管理の責任等から一定の対応をする」として、支払残高の一定割合を請求放棄する旨の和解案を提案した。これに対し、この程度の和解案では了承できないとする申立人17人が、東京都消費者被害救済委員会による解決を申し出たものである。

3 申立人の主張

- (1) 販売会社との契約は、勧誘時の説明ではレッククラブの会員権の購入であったのに、信販契約ではパソコン・ビデオソフトの購入となっている。その実体のないものは詐欺的なものであり、販売契約は無効である。従って、クレジット契約も無効であり、残債務の支払いを拒絶するとともに、既払金の返還を求める。
- (2) 信販会社は、加盟店契約により、スタートの悪質な販売行為を十分知る立場にあり、その管理を怠った責任は大きい。

4 相手方の主張

(1) 甲社の主張

クレジット契約は、パソコン等の物品販売のみの契約であるから、残債権の請求を行う。会員契約はこのクレジット契約に含んでいない。

しかしながら、信販会社としての社会的責任もあるので、苦情申出者に対して、支払い残額の一定割合（最高50%）の請求放棄を行う用意がある。

(2) 乙社の主張

クレジット契約は、パソコン等の物品販売のみの契約であるから残債権の請求を行う。会員契約はこのクレジット契約に含んでいない。

しかしながら、信販会社としての社会的責任もあるので、苦情申出者に対して、支払い残額の一定割合（20%程度）の請求放棄を行う用意がある。

第2 審議の経過と結果

1 あっせん部会の開催

平成8年2月1日に第1回あっせん部会を開催し、以来、平成8年7月18日まで9回にわたる部会を開き、検討を重ねてきた。

2 両者からの事情聴取

(1) 申立人

平成8年2月27日、申立人4人から次のことがらについて聞いた。その他の申立人からは、同じ項目により文書による回答を求めた。

- ① 勧誘時の状況
- ② 契約の動機、契約金額の認識
- ③ パソコン・ビデオソフトの商品に対する認識
- ④ レッククラブの利用の状況
- ⑤ 信販会社についての選択等

(2) 信販会社

平成8年3月22日、同5月16日相手方2社から次のことがらについて聞いた。

- ① 両会社の概要
- ② 販売会社スターツとの契約に至った状況
- ③ 販売会社スターツとの加盟店契約の内容
- ④ 販売会社スターツ倒産後の苦情申立の状況
- ⑤ 本事案への対応方針等

3 あっせん案の提示

あっせん部会は、当事者双方からの事情聴取、文書回答、収集した資料等をもとに慎重に審議し、平成8年6月20日に次のようなあっせん案を提示した。

(1) あっせん案の内容

- ① 信販会社は申立人に対する残債権を放棄する。
- ② 信販会社は信販契約に基づく本件関係物件に対する所有権を申立人に対して放棄する。
- ③ 申立人は信販会社に対し既払金の返還を請求しない。
- ④ 上記を除いて、今後、信販会社と申立人の間には本件に関する債権債務は存しないことを相互に確認する。

(2) あっせん案の趣旨

- ① 本あっせん部会としては、申立人からの聴取と文書回答を検討し、その全員についてはほぼ一致した内容から判断して、販売会社スタートの販売行為は、提供の見込みのほとんどない会員サービスを内容とするレッククラブへの加入を言葉巧みに勧誘し、信販契約の申込みについては本件物件の購入を仮装するように欺罔するなど、訪問販売法、東京都消費生活条例の禁止する不実告知その他の違法な行為を多く含み、無効または詐欺により取り消しうる行為の疑いがあるとの基本認識をもった。もしそうだとすれば、売買契約の存在を前提とする信販契約も成立していないと考えられ、本事案は、互いの債権債務は成立していないものとして、すでに相互に行われたすべての給付は返還することによって解決されるのが本来の筋であると考ええる。
- ② 仮に、両契約が有効に成立したとしても、両契約の契約締結過程において申立人と接触したのは販売会社スタートの社員のみであり、信販契約の成立は同社員による上記のような問題のある勧誘行為と同時に行われたことを考えると、両契約は別個の契約とはいえ、実質的には一体とってよい相互関係があると考えられる。
- ③ 以上のことを前提としたうえで、本件手続きは訴訟と異なり、厳格な事実認定手続きを経たものではないこと、また、相互の譲歩と合意によって解決することをめざすあっせん手続きであることを考慮して、本あっせん部会としては上記のような内容のあっせん案によって解決することが望ましいと判断した。

(3) 結果

第1案件

甲社は、信販契約の解釈について、あっせん部会の提示したあっせん案について異論を示しながらも、本紛争の早期解決を図る観点から、あっせん案を受諾した。

一方、申立人については、全員があっせん案を受諾した。

このように第1案件は、双方があっせん案を受諾したため、紛争の解決が図られたものである。

第2案件

乙社は、信販契約について次のように主張し、あっせん案を拒否した。

(理由)

- ・立替払契約は商品売買契約とは別個の契約であること。
- ・本件商品売買契約と本件会員権契約とは別個の契約であり、本件会員権契約の瑕疵が商品売買契約に関する立替払契約に影響を及ぼすものでないこと。
- ・スタッフ役員の訪問販売法違反は、本件会員権契約締結の際の書面不交付を理由とするものであり、本件商品売買契約とは関係のないこと。
- ・勧誘、契約に至る行為が東京都消費生活条例の目的に抵触しないこと。

一方、申立人については、全員があっせん案を受諾した。

このようにして、第2案件は、乙社があっせん案を拒否したことにより不調となった。

4 調停部会の開催と調停案の提示

乙社があっせん案受諾拒否を受けて、当委員会は8年9月25日に調停部会を開催した。

同部会では、あっせん部会の審議の状況、乙社があっせん案を拒否した事由などについて慎重に検討した結果、あっせん案と同様次の調停案（解決案）を作成した。

(1) 調停案の内容

- ① 信販会社の申立人に対する残債権を放棄する。
- ② 信販会社は信販契約に基づく本件関係物件に対する所有権を申立人に対して放棄する。

- ③ 申立人は信販会社に対し既払金の返還を請求しない。
- ④ 上記を除いて、今後、貴社と申立て人の間に本件に関する債権債務は存しないことを相互に確認する。

(2) 提示とその結果

調停案を8年10月3日に提示し受諾を勧告したところ、同年10月23日に乙社から、拒否する旨の回答があった。

本委員会は、この紛争解決手続きである「あっせん」「調停」のいずれもが、乙社の拒否により不調となったため、本委員会による解決の処理手続きを終了することとした。

なお、申立人が、訴訟によって解決を図るため、知事に訴訟資金の貸付申請が出された場合、本委員会でのこれまでの審議が尊重されることとなる。

第3 本案件についての委員会のコメント

1 はじめに

本委員会が、上記のような経過において、上記のようなあっせん案を提示した理由に関連して、基本的な観点について、とくに立ち入って述べておきたい。

いうまでもなく、わが国におけるいわゆるクレジット産業、すなわち商品販売に当たっての信用供与業務は、最近ますますその利用の規模を増しており、その業務が適正に行われているかどうかは、国民生活にとって重要な意味をもつようになっている。とりわけ、そこに関与する消費者、販売者、信用供与者の相互の法律関係（以下には、これらを総合して「クレジット法律関係」と呼ぶ）について、必ずしも消費者の利益を尊重しない法律構成が行われ、消費者に不利な一方的な契約条項が押しつけられるようなことがあっては、国民の消費生活にとって重大な不利益をもたらし、ひいては、国民経済上も見逃すことのできないマイナスの影響を生じかねないと考えられる。

本委員会は、従来の被害救済手続において、度重ねて、この種の法律関係について問題提起をしてきた。それを示すと、次に挙げるとおりである。以下には、従来の報告書で述べたことの繰り返しの部分もあるが、改めて本委員会の見解を示し、関係者の理解を得たいと考える。

- ① 個品割賦購入あっせん契約（小学生用学習教材）における紛争事件報告書（昭

和56年10月15日)

- ② 個品割賦購入あっせん契約（小学生用学習教材及び学習教室契約）における紛争事件報告書（昭和57年3月19日）
- ③ 家具販売会社の倒産をめぐる紛争事件報告書（昭和59年9月17日）
- ④ 英会話教室の倒産による関連信販会社との紛争事件報告書（平成7年7月26日）
- ⑤ 進学教室の閉鎖に係る紛争事件報告書（平成8年1月11日）

2 クレジット法律関係についての基本的考え方

(1) 3個の契約の相互関係

クレジット法律関係においては、通常、3個の契約が存在している。第1に、消費者Aと販売者Bの間に商品販売契約が結ばれる。これを甲契約とする。第2に、消費者Aと信販会社Cの間に信用供与契約が結ばれる。これを乙契約とする。第3に、販売者Bと信販会社Cの間に加盟店契約が結ばれる。これを丙契約とする。B C間では、A B間の個々の売買契約が結ばれるごとに、加盟店契約に基づくCからBへの金銭の支払いとBのAに対する債権のCへの移転が行われる。これはいわば「立て替え行為」であって、これを丙'行為と呼ぶことにする。

以上の3個の契約の相互関係について、つぎの諸点が注意されなければならない。

- ① 時間的關係においては、丙契約がまず最初に成立する。

丙契約はクレジット法律關係の根幹であり、その締結に当って、Cは、加盟店として提携の相手とすべきBの経営内容及び状態について慎重に検討して、提携するかどうかを決定する。すなわち、Cにとっての営業行為の相手方は、実質的には主としてBであって、一見相手方のように見えるAは、実はBを介して結ばれる顧客にすぎない。

- ② つぎに、甲契約と乙契約がほぼ同時に締結される。

商品の購入者Aにとっては、主たる関心は甲契約であって、相手方として意識するのはBであり、またAが意思決定する事項は、主としていかなる商品をいくらで購入するかである。その代金の支払い方法としては、一時払いと分割払いの2者があるが、通常は、Bから強く勧められて後者の方法を選ぶ。その際、Aは、勧められるままにBが加盟店となっているCを相手方として選び、乙契約を結ぶが、Aは決して、自己の判断で、甲契約とは別個にCを選んで購入資金を借りた

わけではなく、BとCが一体の関係にあるものとして乙契約を結ぶのである。現に、ほとんどの場合、Aは、いかなる意味でも、Cの関係者と面接し、交渉することはない。事後的にCから簡単な電話による確認を受けるだけである。すなわち、Cは、Bを事実上の代理人としてAとの乙契約を結ぶのであって、Cは、この意味において、Bの行為についてなんら関知しないと主張することは許されない。

さらに、このような実質を考慮に入れると、法律論としても、乙契約は甲契約の有効な存在を前提として成立しているという因果関係が認められるといわなければならない。すなわち、甲契約がなんらかの理由で不成立あるいは無効であった場合には、乙契約も成立しえない。Aが売買の目的を達しえない、すなわち、商品をまったく取得しえない場合に代金のみを支払わせられる理由はまったく存しないのである。

このことは、民法上の理論として、当然かつ自明のことであって、後に述べる、契約の有効な成立後におけるBによるAに対する不完全な履行とそれに対する抗弁の問題と混同しないことが必要である。

- ③ このように、Aから見れば、Bからの商品購入とCへの代金相当額支払いとは、一体的関係にあるのであって、このことこそ、この関係の根幹である丙契約の締結に当ってCによる慎重な検討が要請され、また加盟店契約の開始後もBの経営状態の内容についての留意がCに対して要請される理由なのである（通産省の諸通達参照）。

すなわち、BのAに対する商品供給が適正になされないときには、問題は、甲契約にとどまらず、乙契約にも当然影響することになると考えられる。もし、Bによる甲契約の締結ないし履行に問題があれば、その結果は乙契約にもはねかえることは当然なのであって、それを防ぐことはCにとっては、その営業の死活にかかわることであり、それをひと事のように考えることは許されないのである。

もし、甲契約と乙契約がまったく別個のものであり、たとえば、AはBからの購入契約を意思決定した後、資金を借りるべく、貸し手を探してCのところへ行き、Cから購入資金を借りたというのであれば、事柄はまったく異なることになる。この場合に、Aが、甲契約に関する問題について、Cに対して異議を述べることは考えられない。CがBの営業状態に関心をもつ必要などはまったくない。

しかし、実際は、上述のように、そのような関係ではない。ところが、信販業界によって主張されていることは、世のクレジット法律関係があたかもこのような関係であるかのような前提に立っているように思われ、妥当ではない。

- ④ 3個の契約が無事に成立し、Bによる履行も問題なく行われれば、その後は、AからCへ信用供与額の返済が、通常は分割によって行われる。AがCに支払う金額の総計と、前述した丙'行為によりCからBに支払われる金額との差額がCの収益となる。それによって、信販業が成り立っている。

このことを総合的観点から考察すると、甲、乙契約の成立時に丙'行為によってCからBに支払われる金員は、実質的にはCからBへの融資であり、その担保としてBの取得する代金債権がCに移転すると構成しても、少しもおかしくないことに気付かされる。

すなわち、甲契約がBのなんらかの落ち度によって効力を喪失したような場合には、乙契約も効力を失い、CはAからすでに受領した金員を不当利得としてAに返還し、Bに対して丙'行為によって渡した金員の返還を請求すべきものと考えられるのである。

もし、Bが倒産したような場合には、Cはそのような者に対して不注意な融資をしたことの結果として、その損失を甘受すべきである。それは、取引界においては、当然のことである。その損失を、単なる商品購入者であるAに帰せしめるなどということの不当性は否定できない。

- ⑤ 周知のように、割賦販売法は、昭和59年の改正において、「抗弁権の接続」を規定する30条の4を新設した。この条文をめぐって、見逃すことのできない誤った理解が行われていることを指摘しなければならない。

この規定は、従来、約款において、AB間に販売契約すなわち甲契約がある場合に、甲契約をめぐってAがBに対して主張できる事由（例えば、履行不能、履行遅滞、不完全履行などに基づく引渡し請求権、修補請求権、損害賠償請求権など）を有するときにも、これをCに対しては主張できないとする「抗弁権の切断」が定められていたのに対して、その不当性を是正するために定められたものであり、一定の要件が存在する場合には本条だけに基づいて、Cからの支払い請求に対してこれを拒絶することを認めたものである。

すなわち、この条文は、クレジット法律関係のうち一定の限定された、頻繁に

問題になる点について、簡便な解決を消費者に保障したもので、いわば当然の事理を条文上明確にして、消費者の保護を図ったものである。

このことから、2つのことを指摘することができる。

第1は、この条文は、決して従来の法理論においてAには認められていなかったことを創設的に認めたものではないということである。本委員会の度重なる報告書においても主張してきたように、甲契約と乙契約の成立における一体的事情から、Aが甲契約に基づいてBに対してなしうる主張は、原則としてCに対してもなしうることは、条理からいって当然のことであり、多くの学説もこの理を承認していたところである。もし、そう解さないと、例えば、売主Bから商品をまったく受領できないA、Bが約束した授業を受講できないAも、Cに対する対価の支払いを強要されるという、堪え難い不正義を結果することになるのである。割賦販売法30条の4の規定は、上記のように、この理を一定の要件に当てはめ、消費者が面倒な立証を要せず抗弁として主張し、弁済を拒絶できることを明確にしたものに過ぎない。

第2は、この条文は、決してクレジット法律関係においてAとCとの間で生じる問題の解決を一切この条文のなかに包摂してしまおうとするものではないということである。例えば、甲契約が無効その他の理由により不存在であったり、詐欺などの理由で取り消されたような場合には、そもそも同条のいう「販売」があったとはいえないのであって、そのことをAがCに対して主張することが同条の存在によって制約されるなどということはいえない。この点は、本件に密接に関連する論点である。

ところが、最高裁平成2年2月20日判決（判例時報1354号76頁）は、以上の事柄についての理解を欠き、割賦販売法第30条の4の解釈においても妥当とはいえない判断を示した。この判決の事案は、甲契約についてAとBが合意解約をしたというものであって、そのような、AとBとの合意がCの同意を得ないで行われた場合に、それが直ちに乙契約にも影響を及ぼすとはいえないことは当然である。この事件は、その理由によってAはCによる支払い請求を拒絶することはできないと判断すれば足りる事件であった。ところが、同判決は、割賦販売法30条の4は、新たにAの抗弁権を認めたものであるという、不要な理論を展開し、同事案が同条の新設以前の事案であるという理由で、Aの主張をしりぞけてしまった。

その後、この判決理由だけが独り歩きを演じていて、同条に該当しないAの主張はことごとく認められないかのような理解が横行し、著しい弊害を生じている。

本件は、この最高裁判決の不当性を正す意味からも、正しい解決がなされなければならない案件であると考えられる。

3 本件の事実関係についての基本的見解

- (1) 本件における事実関係を考察すると、第1、2で述べたように、申立人たちと株式会社スターツとの間で締結された契約（上記の甲契約に当る）は、その成立までの経過の不当性、とりわけ詐欺的要素が濃いこと、契約の目的の不明確性、とりわけ申立人としてはクラブ会員権の購入を意図していたのに、Cとの契約にはコンピューターなどの購入として表示されたこと、などの事情が顕著であると判断される。これらの事情からすれば、この契約については、訪問販売等に関する法律第5条の2、民法第90条、94条、東京都消費生活条例第25条、同施行規則第6条に照らして、その効力は著しく疑わしいといわざるをえない。とすると、2に述べた基本的観点から、この契約に基づいて締結された申立人と相手方の間の信販契約（上記の乙契約）の効力も疑わしいということになる。
- (2) (1)に述べたことは、相手方がスターツの詐欺的行為について了知していたかどうかには、関係なくいえることである。むしろ、本件のような結果が生じることによって損害を受けることを避けるために、相手方としては、スターツの営業状態、営業行為の実態について十分に情報を収集し、検討をすべきであったのに、それを怠ったことが悔やまれるべきなのである。
- (3) 結論として、本件においては、本来なら、信販契約も効力なく、したがって、その有効を前提として申立人から相手方に対して支払われた割賦金は不当利得として返還されるべきものであると本委員会考える。そして、相手方は、スターツに対して交付した金員を不当利得として同社に返還を請求するべきである。同社がすでに事実上の倒産をしていて返還を受けえないとしても、その損失はそのような会社と加盟店契約を結んだ相手方が負担するべきであり、これを消費者に負わせることは妥当ではない。

4 解決に当たっての考え方

本委員会としては、本来ならば、2に述べた見解に基づく解決を図りたいところであるが、2に述べた基本的見解が取引界においてはまだ十分には定着していない事情、申立人にも、購入の意図とは異なる商品名を信販契約に記載した不注意などがあることなどを考慮し、円満な解決を図るために、第2、3-(1)、(2)で述べたような、相手方は残存債権を放棄して、その請求をしないということだけを内容とするあっせん案をまとめ、これを受諾するように申立人と相手方に提示し、説得に努めたのである。

5 今回の救済手続の結末について

(1) あっせん、および調停の結果、第1案件については、甲社はあっせん案を受諾して、紛争は円満解決を見ることができた。

しかしながら、第2案件については、乙社はあっせん案及び調停案を拒否したので、この手続における解決を見ることはできなかった。

(2) 今後の問題として、第2案件については、相手方から申立人に対する残余の債権についての支払い請求訴訟が提起することが考えられる。その場合には、本委員会としては、2で述べた見解に立ち戻り、4で述べた考慮から提示したあっせん案の内容には拘束されない、ということを断っておきたい。すなわち、その場合には、申立人が応訴し、あるいは既払い金の返還を求めて反訴することに対しては、2で述べた見解に基づきその主張は正しいと判断するので、これに東京都による訴訟援助が与えられるべきであると考え。申立人が、相手方の訴えの提起をまたずに、相手方に対して債務不存在確認の訴え、あるいは既払い金返還の訴えを提起する場合にも、同様である。

〈資 料〉

- 1 「不適正販売業者と加盟店契約をしていた信販会社との紛争」の
処理経緯
- 2 東京都消費者被害救済委員会委員名簿

1 「不適正販売業者と加盟店契約をしていた信販会社との紛争」の処理経緯

開催年月日	会議名	審議内容等
8・1・11	委員会 (総会) 小委員会	紛争案件の処理を知事から委員会に付託 ・申立人 消費者 17名 ・相手方 事業者(信販会社) 2社
8・2・1	第1回あっせん部会	処理方針の審議・検討
8・2・27	第2回あっせん部会	申立人(消費者)からの聴取
8・3・12	第3回あっせん部会	申立人からの聴取事項等の審議・検討
8・3・22	第4回あっせん部会	信販会社から加盟店契約関係について聴取
8・4・5	第5回あっせん部会	信販会社からの聴取事項等の検討
8・5・16	第6回あっせん部会	信販会社2社からの聴取
8・5・30	第7回あっせん部会	あっせん案の審議・検討
8・6・20	第8回あっせん部会	紛争のあっせん案決定。 (8・6・20) 提示 消費者は受諾、信販会社は、1社が受諾、 1社が拒否の回答
8・7・18	第9回あっせん部会	紛争の調停部会への移送を決定
8・9・25	第1回 調停部会	解決案作成 受諾勧告
8・10・24	第2回 調停部会	報告書原案審議・決定
8・10・24	委員会(総会)	報告書案審議のうえ決定(処理終了)
8・10・24		知事へ「委員会報告書」を提出

2 東京都消費者被害救済委員会委員名簿

委員 (18名)

(50音順)

氏名	現職	備考
学識経験者委員		(9名)
飯島紀昭	成蹊大学法学部教授	
飯山雄次	千葉工業大学研究所教授	
金子晃	慶応義塾大学法学部教授	
上村正二	弁護士(東京弁護士会所属)	
清水誠	神奈川大学法学部教授	会長代理
正田彬	上智大学法学部教授	会長
高野真人	弁護士(東京弁護士会所属)	
野村宏治	弁護士(第一東京弁護士会所属)	
益子邦洋	日本医科大学救急医学科助教授	
消費者委員		(4名)
池山恭子	東京都生活協同組合連合会理事	
寺田かつ子	東京都地域消費者団体連絡会代表委員	
中村紀伊	主婦連合会 参与	
原早苗	消費科学連合会 事務局次長	
事業者委員		(5名)
小林福一郎	東京都商工会連合会 専務理事	H 8.10.17退任
塚田大	東京都商工会連合会 専務理事	H 8.10.18就任
千本松政義	日本工業団体連合会 理事	
本庄正則	東京商工会議所 常議員	
吉川弘二	東京都中小企業団体中央会 副会長	

本件処理におけるあっせん部会委員委員名簿

委員（6名）

（50音順）

氏名	現職	備考
学識経験者委員		（4名）
金子 晃	慶応義塾大学法学部教授	
清水 誠	神奈川大学法学部教授	あっせん部会長
正田 彬	上智大学法学部教授	
野村 宏治	弁護士（第一東京弁護士会所属）	
消費者委員		（1名）
池山 恭子	東京都生活協同組合連合会 理事	
事業者委員		（1名）
小林 福一郎	東京都商工会連合会 専務理事	

本件処理における調停部会委員委員名簿

委員（9名）

（50音順）

氏名	現職	備考
学識経験者委員		（9名）
飯島 紀昭	成蹊大学法学部教授	
飯山 雄次	千葉工業大学研究所教授	
金子 晃	慶応義塾大学法学部教授	
上村 正二	弁護士（東京弁護士会所属）	
清水 誠	神奈川大学法学部教授	
正田 彬	上智大学法学部教授連合会	調停部会長
高野 真人	弁護士（東京弁護士会所属）	
野村 宏治	弁護士（第一東京弁護士会所属）	
益子 邦洋	日本医科大学救急医学科助教授	